

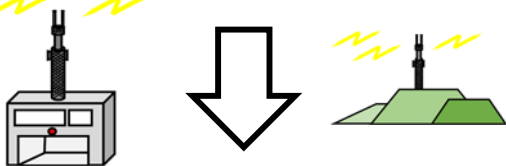
# 1 違反行為の概要

違反事業者5社

参考

全国の市町村等

平成28年5月31日までに  
消防救急無線をデジタル化する  
必要性



特定消防救急デジタル  
無線機器の発注



特定消防救急デジタル無線機器について

- ・ 納入予定メーカーを決定する
  - ・ 納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する
- 旨を合意

- ・ 納入希望者が1社のときは、その者を納入予定メーカーとする
- ・ 納入希望者が複数社のときは、既設の状況等を勘案して、納入希望者間の話し合いにより納入予定メーカーを決定する
- ・ 入札等において落札すべき価格は、納入予定メーカー自らが落札者となる場合には自ら定め、代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定するなどし、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが定めた価格よりも高い価格で入札する又は入札に参加しない

などにより

〈 営業部課長級の者らの会合 〉



- ・ 平成23年12月頃までおおむね毎月開催、平成24年4月頃以降はおおむね3か月ごとに開催
- ・ 全国の消防本部等ごとに納入予定メーカーを記載した「ちず」と称する一覧表の作成

など

納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにしていた